

参議院財政金融委員会會議録第五号

平成二十二年十一月十一日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十月二十八日

難波 獎二君

尾立 源幸君

山崎 正昭君

西田 昌司君

十月二十九日

舟山 康江君

櫻井 充君

十一月二日

風間 直樹君

徳永 久志君

十一月四日

大門実紀史君

市田 忠義君

十一月五日

徳永 久志君

風間 直樹君

十一月九日

竹谷とし子君

横山 信一君

十一月十日

横山 信一君

竹谷とし子君

十一月十日

鴻池 祥肇君

石井みどり君

出席者は左のとおり。

委員長

藤田 幸久君

理事

大久保 勉君

大塚 耕平君

愛知 治郎君

委員

佐藤ゆかり君
荒木 清寛君

尾立 源幸君

風間 直樹君

金子 洋一君

川上 義博君

櫻井 充君

田中 直紀君

中谷 智司君

水戸 将史君

石井みどり君

塚田 一郎君

西田 昌司君

野上浩太郎君

林 芳正君

古川 俊治君

丸川 珠代君

竹谷とし子君

中西 健治君

大門実紀史君

中山 恭子君

竹内 讓君

衆議院議員

修正案提出者

自見庄三郎君

副大臣

内閣府副大臣

東 祥三君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

和田 隆志君

尾立 源幸君

事務局側

常任委員会専門 大嶋 健一君
局長 森本 学君

本日開会に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第七十四回国会内閣提出、第七十六回国会衆議院送付)

○委員長(藤田幸久君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、難波獎二君、山崎正昭君、舟山康江さん及び鴻池祥肇君が委員を辞任され、その補欠として尾立源幸君、西田昌司君、櫻井充君及び石井みどりさんが選任されました。

○委員長(藤田幸久君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長森本学君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。自

見内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(自見庄三郎君) ただいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者等の保護の観点から重要であります。

平成十七年の保険業法改正においては、このような点も踏まえ、特定の者を相手方としての保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規制の対象とする等の措置が講じられたところであります。

他方、保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に適合することが直ちに容易でないものが存在しております。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成二十五年十一月までに新法人に移行することとなり、新法人への移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にあります。

以上を踏まえ、平成十七年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体等のうち、一定の要件に該当するものについて、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行うことを可能とするため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、平成十七年の保険業法改正時に、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業である特定保険業を現に行っていた者等であつて、一般社団法人又は一般財団法人であること等の一定

の要件に該当する者は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとしております。

第二に、行政庁の認可を受けて特定保険業を行う認可特定保険業者に係る業務、経理等について、保険契約者等の保護を図る観点から、必要な規制を設けることとしております。

第三に、認可特定保険業者に対する行政庁の監督に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において修正が行われております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。よろしくお願いいたします。

○委員長(藤田幸久君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員竹内譲君から説明を聴取いたします。竹内譲君。

○衆議院議員(竹内譲君) たいだいま議題となりました保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府が提出している改正案は、この法律に規定する特定保険業に係る制度についての見直しを施行後適当な時期に行うこととしておりますが、時期が特定されていないため、適切な時期に適切な検討がなされず、必要な措置が講ぜられないおそれがあります。

そこで、本修正は、この法律に規定する特定保険業に係る制度についての見直しの期日を明確にする観点から、これを施行後適当な時期から施行後五年を目途に改めるものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。○委員長(藤田幸久君) 以上で趣旨説明及び衆議

院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○石井みどり君 おはようございます。自由民主党の石井みどりでございます。

さきの通常会より本委員会が開かれるのを心待ちにしておりました。共済事業を実施している公益法人にとりましては、かたずをのんで参議院での可決を見守っていると思います。本日質問の機会をちょうだいしましたこと、また本委員会の開催に際しまして協力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

今回の改正案は、平成十七年の保険業法改正、現在進行中の公益法人制度改革等の影響を受けまして対応に苦慮している共済事業にとって、暫定的な措置ではありますが、事業継続の可能性を開く意義あるものと考えております。

本日の審議に当たっては、実際に適用を受けることとなる共済団体が安心して制度を利用できるように、また実施に当たつての課題を指摘し、適切な対応を求めたいと存じます。また、今回の措置が暫定的なものであることから、共済事業に関する制度の将来的な枠組みについても議論をしていく必要があると考えております。

認可を受けることができるのは、平成十七年、改正保険業法の公布時に共済事業を行っていた公益法人等の団体となっております。認可対象となる公益法人等の数については、どの程度を見越しているのかわかりません。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。今回の特例措置によりまして、認可特定保険業者となり得る団体の数でございますが、私どもが現時点で把握しておりますのは、まず平成十七年の保険業法改正時に共済事業を行っておりました任意団体等、これが四百三十一団体でございます。

また、公益法人で共済事業を行っております者、これが三百二十九団体でございます。これらが今回の法制度の対象になるわけでござ

います。実際に今回の制度を利用するかどうかにつきましては各団体の意向によるわけでございまして、私どももいたしましては、現時点でその最終的な数について確実に見通すことはできないという状況でございます。

○石井みどり君 今回の改正案で整備される認可特定保険業者制度は、当分の間という暫定措置になっております。共済事業を行う団体にとりまして、この制度がどれくらいの期間継続するかは大変重要な関心事でございます。このことに関して具体的な考え方を伺いしたいと存じます。

○国務大臣(自見庄三郎君) 石井先生にお答えいたします。

今回の法案が適用される認可特定保険業者が行う共済制度の将来的な位置付けについては、今後これらの団体が行う共済事業の運営状況、また制度共済、いわゆるPTAなんているのはこれは法律を作りまして、先生御存じのように、独立に法律を作つて制度共済を認めましたが、そういったことの整備状況等を見極めた上で改めて検討を行う必要があるというふうにご考えております。

このような検討に要する期間については具体的に見通すことはなかなか困難でございますが、先生はもう大変御高名な歯科医師でございますが、日本歯科医師政治連盟もこの公益法人に、私も医師でございますから、医師会もこれ適用はされるかと、こう思いますけれども、そういった中で、そういったことを見通して当分の間というふうにごさせていたいただいております。

○石井みどり君 では、少し本質的なところを伺いたいと思つていますが、今回の改正案では、暫定措置ではあります。共済事業を行う団体の継続を可能とするものであります。先ほど申し上げましたように、一定の評価ができるかと考えております。

ただ、そもそもであります構成員の相互扶助を目的とする共済を金融サービスである保険の一部として規制、監督することの是非については、改めて検討を必要とするものと考えております。保

険と共済の役割の違いをどのようにお考えでいらつしやいますでしょうか。

○大臣政務官(和田隆志君) お答え申し上げます。

今お尋ねの保険と共済というものについて、法令上明確な区別の規定が置かれていないわけではございませんが、一般的な理解として申し上げます。保険も共済事業も一定のリスク、事故が発生した場合に、それらを補てんするための給付を行うことを約しながら、そのための対価を要するにその相手方から收受するという事業であるというところは共通しておるかと思つております。

しかし、これも一般的な理解の下ですけれども、共済事業の場合には社会的に同質の属性を持つていらつしやる方がお集まりになつておられて、その方々の中で運営される相互扶助の仕組みであるということに保険業との違いがあるものと理解しております。

○石井みどり君 保険商品等に必須とされる数理的な考え方は、契約者保護の観点からその重要性は十分理解しております。しかし、積立方式ではなく相互扶助で利殖を追求しない賦課方式による共済については、中長期的な観点からキャッシュフローが安定的に保てるように、またかつ定期的な将来的な財政状況を確保して制度の健全性を高める等の見直しが行われることを要件に、共済事業として認めてよいのではないのでしょうか。

法案はすべて保険の概念が強いと考えています。保険、つまり積立方式を強く意識した監督基準のように感じられてなりません。この賦課方式による共済というものを認めなければならないのでしょうか。

○大臣政務官(和田隆志君) 石井委員御指摘の賦課方式による共済事業というものの概念をどのようにとらえるかにもよつてくるんでございまして、ただ、今委員のお話を承つておりますと、私どもはどちらかというと、賦課方式といえばそれぞれの、個々の構成員に対する、いわゆる保険に

入られる方々のリスクを要するに見て、その方々それぞれに対していろんな保険料を設定するようなことをイメージしておたのですが、どうもそうではないように今のお話を受け止めさせていたいただきました。

そうであれば、我々としては、被保険者全体のリスクに見合った保険料を収受するというようなことであれば、特に今、それを賦課方式とどうするかは別として、そういったものまで一律に排除する意識は持っておりません。

○石井みどり君 今回の改正案では、認可特定保険業者制度についての検討事項が設けられております。また、金融庁の方針案においても、将来的な位置付けを改めて検討する必要性が指摘されております。

共済の役割から考えて、金融庁がすべて監督すべきなのかという点も含めて、今も御説明ございましたが、今後の新たな共済規制の設計等をどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 共済事業の将来的な位置付けを検討するに当たりましては、今後の認可特定保険業者の業務及び財務の状況や今回の法律による規制、監督の枠組み等が契約者保護に欠けることがないか等について関係省庁と連携を取りながら見極めていく必要があると、こう考えておりまして、現時点ではその方向性について確たることは申し上げられないところでございます。

○石井みどり君 今回の改正案に基づく認可特定保険業者には、その業務及び経理について規制が設けられています。一方で、保険業法又は保険業法施行令に基づいて保険業法の適用除外となる例えは企業内の共済であるとかあるいは労働組合内の共済等については、規模の大小等にかかわらず規制を受けないこととなります。

認可を受けて事業を行う以上、必要最小限の規制を受けるのはやむを得ないと考えておりますが、実態が大きく異なるにもかかわらず、認可特定保険業者だけが厳しい規制を受けることは

避けるべきだと思います。

実際の施行、運用に当たっては、認可特定保険業者及び従来からの適用除外となる者の事業の実態を踏まえて、公平性を確保するように努めるべきであると考えておりますが、金融庁はどのようにお考えでしょうか。

○大臣政務官(和田隆志君) 今御指摘の適用除外となる団体というものと今回の法律を成立させていただいた後認可特定保険業者というふうになつていただくと方々の間には、我々としてはある程度質的な違いがあるというふうにお考えしております。

まず、適用除外となる団体につきましては、元々その業務や経理等に対する法律上の規制がございませんので、規制がないということはそれを行行政庁が監督するということにならないということでございます。そういった団体については、仮にその団体の経営状況が悪化したときに、それを行政権限に基づいて食い止めるというようなことが、権限がないものですから、できないということになってまいります。

こういったことが、昔オレンジ共済等でいろんな問題になったこともありまして、そういったところにつきましてはある程度その枠をきちつとめた上で、特定の保険、認可特定保険業者というものを設定した上で、その枠の中にお入りいただくという度は行政庁の監督が及ぶということになつてまいります。

また、その構成員の方々にも、そういった団体のきちつとした法人格を付けることによりまして責任の範囲等も明確になってくるかと思っております。そこら辺は先ほど御指摘の二つの間にはある程度質的な違いがあるものというふうにお考えしております。

○石井みどり君 認可特定保険業者に対しては、主務省令で定める方法によつて毎決算期に責任準備金等の積立が求められています。これらの要件が契約者保護の観点から重要なものであるというところは私も理解をいたしております。

これらの要件は、いわゆる積立方式による共済

を念頭に置いておられると考えています。賦課方式による共済事業を行つていない場合には、この責任準備金の積立が負担とならないように主務省令制定の際には十分な検討を要すると思っておりますが、その辺りは金融庁の御見解はいかがでしょうか。

○大臣政務官(和田隆志君) 先ほど委員御指摘でありました積立方式と賦課方式という言葉、いろんな解釈の仕方があるんだと思いますが、私も私としては、この責任準備金の制度があるからといって、それがすなわち積立方式の共済事業、保険事業に該当するということに、直ちにそういうふうな結び付きの余り考えておられないんでございます。

責任準備金という制度は、そもそも契約者の方々のリスクを総体的に見て、そのリスクが顕在化したときにきちんとお支払いできるだけの枠組みを整備するという意味において責任準備金をちゃんと持つておきなさいということでございます。その持ち方についてはいろんなことがあり得るんだと思いますが、それをもつて積立方式であるというふうには我々が考えているわけではないというところは御理解いただければと思います。

○石井みどり君 済みません、平素は鈴を転がすような美しい声をしているんですが、少しのどを痛めておりまして、お聞き苦しいかと存じます。

認可の要件として、一定の財産的基礎や人的構成が必要とされております。共済事業を行う団体の財産あるいは組織の状況というものは多様なものがございまして、認可を受けるに当たつて、これらの要件というものは重要な関心事であります。財産的基礎として用いる指標とその水準などは、これらの具体的な要件はどのように定められるんでしようか。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。認可特定保険業者に求められます財産的基礎につきましては、具体的内容は主務省令で定めることとしておりますが、純資産が一定額以上である

こと、また、仮に純資産が一定額に満たない場合におきましても、改善計画によりまして合理的期間内にその水準を達成することが見込まれることを要件とするのを考えております。

また、人的構成につきましては、特定保険業の内容に応じて個別に検討する必要があるわけでございますが、例えば、各部門に業務の的確な遂行をするに足る必要な人員が配置されているかでありますとか、所要の部門には業務経験者等の能力を有する者が配置されているかといった点を確認することになるかと考えております。

いづれにいたしましても、具体的な内容及び監督の運用につきましては、今後関係省庁とも調整いたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○石井みどり君 保険会社等が他業を禁止されているのに対して、共済事業を行う団体は他の事業とともに会員への福利厚生事業の一環として共済を提供しているということがむしろ一般的であらうと思っております。認可を受けるに当たつて、現在行つている他の業務についてみだりに制約が掛からないようにすべきだと思つておりますが、どういった方針で臨まれるのでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、保険会社あるいは少額短期保険業者は、保険業務以外の業務、他業は禁止されております。それに対して認可特定保険業者は、その実態にかんがみまして、特定保険業以外の業務を行うことは一律に禁止いたしませんで、行政庁の承認を得て行うことができるとされております。

この行政庁の承認でございますが、私どももいたしましては、特定保険業を適正かつ確実に行うことにつきまして支障を及ぼすおそれなければ、これは承認してまいりたいというふうにお考えしております。

○石井みどり君 認可特定保険業者として行う共済事業につきましては、平成十七年の改正保険業法の公布時に行つていたものに限定されることに

なりませんが、同一の共済であつても、社会経済情勢の変化に対応して給付の対象や水準を微調整する必要が生じてくることも十分考えられます。どの程度の変更であればこの許容の範囲内とお考えでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。

今回の法案は、平成十七年の保険業法改正前に共済事業を行つていた団体につきまして、一定の要件の下で共済事業の継続を可能にするといった趣旨のものでございます。したがって、事業の内容は法改正時に行つていた事業の範囲内で継続が認められるという基本的考え方でござい

す。このため、例えば従前の加入者の範囲に含まれない者を加入者にするとか、従前取り扱つておらなかった種類の保険を取り扱うといったことは、今回の措置の趣旨には入らないというふうにお考えしております。他方、例えば保険料や保険期間の変更などにつきましては基本的に今回の措置の趣旨を逸脱するものではなく、そうしたものは差し支えないものだというふうにお考えしております。

○石井みどり君 資産の運用についてお聞きしたいと思ひます。

具体的な方法は主務省令で定めることになると思ひますが、行います共済事業の内容によりまして、望ましい運用方法というものは違いが出てくるのであろうかと考えております。資産の運用方法についての規制はどのように定めていかれるのでしょうか。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。

認可特定保険業者の資産の運用方法につきましては主務省令で定めることとしておりますが、そこにおきましては原則として従うべき運用方法を列挙いたしますとともに、行政庁の承認を受けた場合にはそれ以外の方法による運用を可能とするというものを検討しております。

具体的なこの規制の運用につきましては、先生御指摘のように認可特定保険業者の実態をよく踏まえる必要がございますので、他方、償還確実性

や換金性等も勘案しつつ、関係省庁とも協議しながら適切に対応してまいりたいというふうにお考えしております。

○石井みどり君 共済事業と他の業務との会計を区分経理するとともに、先ほども御説明ありました責任準備金の積立を求められることは、共済事業の健全性、透明性を確保する観点からも重要であるというふうにお考えしております。しかしながら、共済事業を行う団体は限られた体制の中で業務を行つております。これらの負担が過重とならないよう制度を整備する必要があると思つております。具体的にはどのような対応が求められるのでしょうか。

○大臣政務官(和田隆志君) 今委員御指摘のように、今回の法改正は元々様々な団体がいろいろな事業を行うことを前提に構成していらつしやることとが大前提となつていて、そうした方々が共済事業を営まれるのに過度な規制にならないよう、でもきちつとしたお支払が可能になるよう、そのバランスを考えた上で案を作つていらっしゃると思ひます。

それを前提に御説明すれば、まず区分経理につきましては、先ほど申し上げたそういう前提条件の中で、将来の債務のお支払がしっかりとできるような、保険事業、保険にかかわる事業とほかの事業との区分経理はいつたん行つていただくことが前提でございます。そこは明確に定めております。しかし、それを余りにも厳格に適用すると、おつしやるように、それぞれの団体の体制から考えて非常に厳しいこととなりますので、そこは一定の我々配慮をしたつもりでございます。

まずその第一の方が、特定保険業として定義されるものが一つありますが、その周辺の事業につきましては附帯事業というふうな考え方を取つて、その部分については同一の会計で処理することを認めていこうということでございます。もう一つございまして、そういう区分経理を

されている中ではございまして、行政庁が、それ

ぞれ所管行政庁がございまして、その行政庁が相談を受けて、これならばよいというふうにお承認できるような範囲であればその区分経理をした会計間資金の移動というものを認めていこうということにしております。

こういふことが区分経理についての御説明になります。

もう一つ、責任準備金についてのお問い合わせでございますが、先ほど米御説明申し上げておりますように、保険事業、いわゆる今までやつていらつしやつた、その将来のリスクが顕在化したときに、それをその構成員の皆様方の輪の中で補てんするというものについては、将来の債務が全部お支払いできるようにという範囲で責任準備金を積み立てていただくということになつてはいるわけ

でございます。しかし、その積立方法はこれから主務省令で決めていただくことと考えておまして、その際も、おつしやるように、その事業者の実際の事業内容がどんな多岐にわたつていられるか、そういうものによつてまたいろいろ違ふかと思つておりますので、そこはそれを反映した適切なやり方を定めていきたいと思います。

○石井みどり君 認可特定保険業者の監督は、旧公益法人であれば従来の主務官庁、それ以外は金融庁が行うこととされております。主務官庁は各法人の事業について監督を行つてきた実績があるわけでありまして、適切に対応されることを期待してはいるわけでありまして、他方で、共済事業への対応にはばらつきが生じる可能性も考えられます。各行政庁による適切な監督を確保するために、どのような対応をお取りになるのでしょうか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 公益法人については、もう先生御存じのように、その業務に関する知見やこれまでの監督を通じて蓄積された情報を有していることなどを勘案し、引き続き旧主務官庁で監督していただくことにいたしました。歯科医師会も医師会も、これはもう戦前から、

今の厚生省、厚生労働省、昔は内務省の保険局でございまして、そういうところの長い間の監督をきつと通じて、今も大臣政務官も言われましたように、共済事業以外のいろいろなメーンな公益性を持つてい事業があるわけですから、そういうことに関する情報というものはやはり主官庁が一番よく知つていられるという前提に立ちま

す。しかしまた他方、これまでの公益法人に対する規制については必ずしも明確でなかつた。特に、監督上のルールを新たに設けることといたしまして、特に共済事業に関しては、これは監督上のルールを設けるようにしたわけでございます。規則の細目については関係省庁と我々金融庁との共同省令において定めることとしておまして、余りばらつかないように、しかしまたそれぞれの団体にはそれぞれの団体のやつぱり歴史的経緯それから公益性を持つてい事業内容があるわけですから、そこら辺はきちつと共同省令にして定めることとしていきたいと思います。

それから、具体的な今度規則の運用でございますけれども、具体的な運用については金融庁が中心になつてガイドラインを作成をするということとを予定をいたしております。

いづれにいたしましても、金融庁といたしましては、積極的に旧主務官庁の相談に応じる等、適切な運用が図られるように協力してまいりたいというふうにお考えしております。

○石井みどり君 私が伺ひたいことは以上でございますので、これで質問を終わりますが、この法案の本日の審議の後の可決を期待をいたしております。

ありがとうございます。

○荒木清寛君 まず、自見大臣にお尋ねをいたします。昨年十二月、金融庁は、「共済事業の規制のあり方に係る検討について」と題する文書を公表

いたしました。また、本年四月には、同じく「共済事業の規制のあり方についての方針(案)」がその検討に基づいて示されまして、今回の法改正に至ったわけでありませう。

この検討過程におきまして金融庁では共済事業の実態把握をいかに行ったのか、またその過程で関係者からの改正案に向けての意見聴取をどう今回の内容に反映させたのか、まず説明を求めます。

○国務大臣(自見庄三郎君) お答えを荒木議員にさせていただきます。

共済事業を行っている団体の実態把握については、公益法人に対するアンケート調査や、また任意団体等を含む主要な団体からヒアリングを行ったところでございます。そしてまた、一般からの意見募集については本年四月に実施したところでありましたが、その段階で明示していなかった事項で寄せられた意見の趣旨が法案に反映されているものとしております。

例えば次のようなものがございますが、共済事業を中止していた者が事業を復活させる場合も今回の措置の対象とすべきであるとか、また特例民法法人の段階で認可特定保険業者の認可申請ができるようにすべきである等の意見がございます。

また、寄せられた意見の中には政省令事項等にかかわるものも含まれていることから、今後、政省令等の内容を検討するに当たっても参考にしてまいりたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 私、今回の改正はそうした実際に特定保険業者を営む方等の意見を反映したものであると、このように受け止めております。

ところで、平成十七年の保険業法改正では、いわゆる根拠法のない共済につきましては移行期間を経まして少額短期保険業者等への移行を全部求めたわけでございます。これは、先ほどオレレンジ共済というような話もございましたけれども、言うまでもなく契約者保護ということを目的とした改正であったわけでありませうが、今回の再度の改

正に当たりまして、この十七年の保険業法改正そのものはどう金融庁として評価しているのか、お尋ねします。

○国務大臣(自見庄三郎君) 荒木先生の御意見の中にもあつたわけでございますけれども、共済事業を行う団体についての法律上の規制の対象外とした場合には、その業務や経理等の適切性が確保されず、また仮に経営状況が悪化したとしても行政としてそれを食い止めることはできないわけでございます。

それで、今先生がオレンジ共済の問題を言われましたけれども、そういった問題があつたわけでございますが、このため、平成十七年度の保険業法改正においては、御指摘のとおり、保険契約者等の保護を図る観点から、特定の者を相手方として保険の引受けを行ういわゆる共済事業についても原則として一定の規制、監督の対象とする旨の措置が講じられたところでございます。

しかしながら、今回の法律案は、既存の団体について、契約者等の保護を図るための規制、監督の仕組みを講じながら、当分の間、その実態にやつぱり即した監督を行うおつもりでありまして、平成十七年度の改正とその基本的な考え方は異にするものではないというふうに考えております。

○荒木清寛君 先ほども申し上げましたように、平成十七年改正では根拠法のない共済について少額短期保険業者等への移行を求めたわけでありませうが、これに対応できない特定保険業者もたくさんあつたわけでありませう。

この十七年改正で課せられた規制のうち、どのような項目がネックになってそうした移行ができなかったのか、この点はどうのように分析をしているんですか。

○大臣政務官(和田隆志君) 今委員御指摘の、どんな問題点かということについては幾つかございます。

まず、少額短期保険業の定義としましては、今まで共済事業をやっていたらつしやつた方とは

ちよつとその質が異なるものとして、不特定の方々に商品を売るということが前提の業者体系であるということですが、それがために、そもそも扱う商品の中身を随分大幅に変更せざるを得ないというふうな負担が生じておりました。これが第一点目です。

二点目には、保険業として一つの規制を受けるという形になりますので、それなりに保険数理の分かつた専門家をスタッフとして雇わなければいけないなどのそうした負担が諸所の団体に生じていたと。これが、かなりその構成員の方々の御負担としては過度な御負担になっていたのではないかと、このように思われます。これが二点目でございます。

三点目でございますが、これは、そうであれば、元々その団体ではなかなか扱おうということが難しいという判断も行われたところがございませうが、そうしたときに、保険会社の方に実際のリスクをカバーする必要があるものですから、保険会社の商品の方に移行しようとしても、それらが本間に構成員となつておられる方々の自分たちのニーズに合つた商品であるかどうか、また若しくは、合つていたとしても保険料が相当高く設定されているものではないかと、そんな問題点を惹起していたように思われます。

○荒木清寛君 次に、今回の改正案の内容についてお尋ねをいたします。

平成、ちよつと若干細かい点をお聞きしますが、十七年改正で特定保険業者の経過措置が認められましたのは、この改正法の規定によりまして、平成十七年改正法の施行の際特定保険業者を行つていた者というのを対象にいたしました。具体的には十八年の四月一日に施行されましたので、その時点で特定保険業者であつた者ということとなっておりますが、今回の当分の間ということの措置とは、この十七年法改正の公布の際ということでは、若干タイムラグといえますか、同じ時期ではないんですけれども、これは、そういう違う基準日にしたというのは、何かそういう理由があるんですか。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。今回の法案におきましては、特定保険業、共済事業をいったん廃止した団体につきましても特例措置の対象となり得ることとしております。それで、平成十七年の保険業法改正前からの共済事業を行つていた団体の中には、法改正を受けまして、この法律の施行の前に共済事業を廃止した団体もあると考えられるところでございます。このため、平成十七年の法改正が確定した形で国民に周知されました公布の時点で特定保険業を行つた団体につきましても、今回の特例措置の対象としておるところでございます。

○荒木清寛君 そういう意味では、より多くの特定保険業について適用の対象とするということの評価ではないかと思ひます。

次に、今回の改正案に基づき認可特定保険業者となるためには、一般社団又は一般財団法人であることが必須とされております。対象となる特定保険業の中には今任意団体等で行つていた者もあるわけでございますが、当分の間、認可特定保険業者として存続するには一般社団又は一般財団法人の運営になるということが必須にされているわけでありませうが、そうしたことが何か少しハードルになるのかどうか、そういう定めを置いた理由について説明を求めます。

○大臣政務官(和田隆志君) 特に制約となるというふうには認識しておりませうが、今回の法改正でお願ひしている中身は、まずもつて契約者の方々のリスクが顕在化したときに、全体としてのそのリスクをきちつと埋め合わせるだけの財源を確保できるかということがございます。そういう意味で、任意団体という性格のままそれを運営していただくには少し無理があると思つていて、やはり団体の代表者も個人と決まっていたとしても、その代表者個人とその団体の財産の帰属が要するに明確に区分されていなくて、必要であれば、実際にそのリスクが顕在化したときに、どこまで団体や責任者がその責任を負うのか

といったところも定めておく必要がございます。

そうしたところを明確にするためにはやはり一つの法人格を持つていただくことが必要であろうというふうな思っています。そこから今回一般の社団法人、財団法人ということにさせていたいたということでございます。

○荒木清寛君 一般社団、一般財団として法人格を取得する要件はかなり、従来の公益法人に比べれば相当まあ簡便といえますか取りやすくなったわけですから、その趣旨は分かります。

そこで、任意団体等が行っている特定保険業について、今回の認可特定保険業者になるためには、そういう法人格を取りまして、またそういう一般社団、一般財団が行う事業と従前の任意団体が行っている事業とのそういう同一性が必要であるという、そういう法改正の仕組みになっておりますが、その同一性というのはどういう基準で判断をしていくのか、今決めている点を説明願います。

○大臣政務官(和田隆志君) 一言で申し上げますと、今後定めていただく主務省令によって明らかとなるということでございますが、やはり同一性ということを担保していくためには、元々任意団体として設立されていたときのその目的や構成員の範囲というのが、今度設立されるであろう認可特定業者というところに対する目的、その目的や構成員の範囲とどれぐらい合致しているかということ等が判断のメルクマールになるかと思えます。

○荒木清寛君 次に、先ほども石井委員からも指摘、質問がございましたが、認可特定保険業者の認可基準には、法人格のほかに、特定保険業の的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成を有することが求められます。

そこで、この財産的基礎については今後主務省令で定めることとなりますけれども、具体的に、当然これは一定の最低純資産額というふうな定めになるかと思えますけれども、どういう基準をこの主務省令で定めていくのか、その方向性に

ついてここで説明を願います。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。認可特定保険業者に求められます財産的基礎につきましても、先生御指摘のとおり、今後主務省令で定めることとしておりますが、純資産額が一定額以上であること、また仮に純資産額が一定額に満たない場合におきましても、改善計画によりまして合理的期間内に基準を達成することが見込まれることを要件にすることを考えております。

また、その具体的水準をどの程度にするのかということでございますが、この点につきましては、制度共済の例等を参考にしたいと考えておりますが、いずれにせよ、今後、関係省庁と調整の上で検討して定めてまいりたいというふうに考えております。

○荒木清寛君 その点も含めて主務省令はいつごろ制定をするのか、またこの制定については、契約者保護ということを第一にしながら、またそれを運営する法人側の要望も十分に尊重しなければいけないと思えますが、いつごろ制定をするのか、そしてまた十分にそうした関係者の意見を反映してもらいたいと思えますが、見解を求めます。

○国務大臣(自見庄三郎君) 今回の法案の施行期日につきましては、公布の日から起算して六か月を超えない範囲内において政令で定める日としておりますから、主務省令においてもそれまでの間に制定できるよう、関係省庁との意見の調整それから意見の公募等の所要の作業を行ってまいりたいというふうに思っております。

それからまた、主務省令の制定に当たりましては、今も先生御指摘のとおり、関係団体からの意見も聴取等をしつかり行いながら、保険契約者等の保護の観点から適切なものにしていきたいというふうに努めてまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 改正案の附則では、今回の改正に係る特定保険業の制度についての検討事項が置かれております。どうした方向でこの検討を進めていくのか、また、衆議院でこの見直しの期日につ

いて「施行後五年を目標」という修正が行われましたが、この見直しの期日が切られたことについてどう政府として受け止めているのか、お尋ねをします。

○国務大臣(自見庄三郎君) 共済事業の将来的な位置付けを検討するに当たりましては、今後の認可特定保険業者の業務及び財務の状況や今回の法律による規制、監督の枠組み等が契約者保護に欠けることがないように、については関係省庁としっかり連携を図りながら見極めていきたいと考えておりますが、現時点では、具体的な検討の進め方や方向性については今の時点では確たることは申し上げられませんが、いずれにいたしましても、法律案の成立後修正された条項を含め、これはもう衆議院で公明党さんの発議で全会一致で修正をしていただいたわけでございますけれども、そういう条項も含めて各項目の趣旨に沿って適切に対処してまいりたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 最後に、平成十七年の改正保険業法で設けられました少額短期保険業者の制度でございますが、実際これに移行したのは五十二業者にとどまっております。こうしたこともありまして、業界団体の日本少額短期保険協会からもこの制度の規制の見直しについての要望が上がってきていると思えますが、こうしたことについて政府としてどう対応するのかお尋ねして、終わります。

○国務大臣(自見庄三郎君) 荒木議員の今御指摘の少額短期保険業の制度につきましては、取扱商品等を少額短期の保険に限定することにより保険業への参入を容易にしたものであり、根拠法のない共済からの移行のみならず、同制度を利用して新規に保険業に参入した業者も存在しており、保険契約者のニーズにこたえるものとして一定の役割を果たしていかないと考えております。

こういった少額短期保険業の制度については、現時点では具体的な見直しの方向があるわけではございませんけれども、今後とも、現行制度の適

切な運用を図りつつ、たしか今先生、十五新規だという御指摘あったと思えますけれども、事業者の経営状況を注視してまいりたいというふうに思っております。

○荒木清寛君 五十二ですか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 五十二、十五法人、新規のが十五じゃなかったかと私、移行したのが五十二でございます。そう意味で、六十七たしかあったと思いますが、それから五十二ですね、私、今、手元の資料によりますと、特定保険業の対応結果でございますけれども、少額短期保険業者へ移行したのは五十二だということに今認識をいたしております。

○中西健治君 終わります。

○中西健治君 中西健治でございます。よろしくお願いたします。

三番目の質問者ということで、また皆さんが聞きたいポイントが同じということですので、若干ちよつとダブる点もあるかと思えますが、違う角度からお聞きしたいかなというふうに思っておりますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

この共済事業につきましては、当然、契約者等消費者の保護という観点からも、また保険業全般に重要だというふうな考えております。そうした観点で幾つか質問の方させていただきますというふうな思っております。

本日の提案理由の説明の中で、平成十七年の改正後にも保険業法の規制には直ちに適合することが容易ではない任意団体があるというお話でしたが、適合することが容易ではないということとはどういう点で適合できていないのかということ、適合できていないということは違法状態のものの中にあるのかということについて確認をしたいと思います。お願いたします。

○国務大臣(自見庄三郎君) 今、中西先生御指摘のとおり、平成十七年度の改正後の保険業法の規制に適合するためには、まず一つ、保険会社又は少額短期保険業者への移行、これがたしか一三%

ぐらいあつたと記憶をいたしております。それから、保険業法の適用除外となるような事業内容の変更、これは四六%ぐらいあつたと、こう報告を受けております。それから、保険会社等の商品は今度は利用するというのが三〇%ぐらいあつたというふうな認識をいたしておりますけれども、いずれかの対応を取る必要があつたわけでございまして、いずれの対応も困難であつた団体があつたというふうな承知をいたしております。

また、これらの対応を取ることができずに事業を廃止した任意団体、これは四十六団体あつたというふうな報告をいたしておりますけれども、そういうふうな任意団体の中には、保険業法の規制に抵触しないよう過去の蓄積した積立金を財源に給付のみを実施しているもの、それから任意の給付金を財源に給付のみを実施しているものなどがありますが、将来にわたる給付の継続が困難な状況であるというふうな承知をいたしておりますが、任意団体の対応状況は以上のとおりでございますが、現在、違法状態にある団体が存在しているというふうには認識をいたしません。

○中西健治君 どうもありがとうございます。そうしますと、今給付だけを行っているような共済がまた新たに事業を行うこともこの法律改正によってできるようになりますと、そういったところに意図があるということかなというふうな理解をいたしました。

続きまして、これも再三出ておりますけど、特定保険業者として認可するに当たって一定の財産的基礎、人的基礎が必要だということで、この財産的基礎は最低限の純資産額と、そんなようなことのお話がありましたけれども、保険会社の場合にはソルベンシーマージンなんということも基準として使われるわけですので、こうした基準を使われる根拠はどういうことなのか、何をもち必要十分とされるのかということについてお伺いしたいかと思ひます。

○政府参考人(森本学君) 認可特定保険業者につきましては、認可の際の審査の条件といたしまして

一定の財産的基礎を有することを求めております。その具体的内容につきましては主務省令で定めることになっておりますが、先生御指摘のように、純資産額が一定額以上であること等を内容とするものを現在考えております。

保険会社につきましては、御承知のように、資本金が最低十億円以上、あるいは少額短期保険につきましては一千万円以上といった定めがあるわけでございますが、一般社団法人、一般財団法人につきましては資本金という概念もございませんので、そうした観点から純資産額といった概念で財産的基礎を見ていこうというふうな考えておるところでございます。

○中西健治君 どうもありがとうございます。続きまして、これは運用するに当たってというところなんですけれども、認可特定保険業者は重要事項の顧客への説明というのは義務付けられていまして、共済事業それぞれが余り大きくないというところから、財産的基礎、基準を設けるにしても、それすくしつかりしているという場合でないケースもあるのかと思うんですが、契約者に対して重要事項をしつかりと説明したということは何をもって担保するのかということについてお伺いしたいかと思ひます。金融商品であれば金融商品のリスクについて理解をいたしましたよというふうな署名をするというふうなことを求めたりすることもあるわけですが、この共済についてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるのか、お聞きしたいかと思ひます。

○政府参考人(森本学君) お答え申し上げます。今回の法案では、認可特定保険業者において重要な事項の顧客への説明につきまして、適切な運営を確保するための措置を講じなければならぬというふうな定められております。

その具体的な内容につきましては、私どももいたしましたし、保険の募集に際しまして顧客に対して重要な事項を説明していただいて、さらに顧客がそれを了知した旨を確認する、そうした体制の整備等について主務省令等で定めてまいりたい

というふうな考えております。

○中西健治君 どうもありがとうございます。やはり確認というところは大切なポイントだと思いますので、それは是非入れ込んでいっていただきたいというふうな思っております。

そして最後に、契約者等の保護を図るために行政庁は検査等を行うことができるというふうな定められておりますけれども、検査等を定期的に行うことがあり得るのか、ある程度の資産額以上ということなかもいれませんが、そういったことを行うことを考えていらつしやるかどうかについてお伺いしたいかと思ひます。

○大臣政務官(和田隆志君) 今委員お尋ねの検査につきましては、金融庁の検査業務全体としまして、ある会社に対して定期的に行うことを行うよりも、やはり今委員もおっしゃつておられました契約者保護の観点から最も実効性のある検査を行うということがまず至上命題でございます。

そういった意味におきましては、それぞれ、今現存する保険会社にしても今回の法改正によって認められることになり認可特定保険業者につきましても、その会社社会の事業規模なりその内容なりを総合的に勘案しまして、ここを要するに検査するのが実効的だということから順番に取りかかっているのが実態でございます、何か定期的なということではないと御理解いただければと思ひます。

○中西健治君 どうもありがとうございます。私もこの保険業法の一部の一部を改正する法案、しつかりと早いうちに成立していただきたいというふうな考えております。

○大門実紀史君 大門でございます。今回の改正は当面の現実的な措置ということでも、全会一致で賛成ということになると思ひますけれども、ただ、自主共済の適用除外について、この委員会でも取り上げてきた議員の一人として一言申し上げたいのは、これで何かすべてが解決するわけでもありませんし、もう一つ言えば、こ

のレベルの改正ならばもっと早くできたのではないかと思ひます。

なぜかと言いますと、私は、三年半かもう四年近くになるかと思ひますが、当時、自民党の山本金融担当大臣のときにこの適用除外の問題を何度か取り上げた中でなんでも、自主的にきちつとやつていらつしやる団体の場合は、任意団体の場合はどう適用除外にするかという話なんです、その物差しを出していただければ検討したいというふうな話もな話をして、実はそのときに事務方という話をした中で出てきたのが、法人格を取つてもらうという話が一つの案としてもうそのころからあつたんですね。

私は、そうではなくて、役人というのとはかく法律のどこかにはめたがるわけですね、今のあり。そうではなくて、任意団体というのはそういう枠組みでやつてきたわけではないんだから新たな物差しを作るべきであると。つまり、任意団体そのままで、そのままで継続できるような物差しを作るべきであると。つまり、別に法人格を取れば健全とは限らないわけですね。任意団体が不健全とも限らないわけですから、契約者を保護する物差しさえあればいいんだということ、例えば運営母体の信頼性、健全性とか、継続性とか、そういうことで物差しが作れるんじゃないかというところまで、実はそういう話をもう三年半以上前に事務方と、金融庁の人たちとしたことがありますので、ただただ法人格をつつて取りあえず何かやつてあげるといふのは、これだつたらもつと早くそのときに出してもよかつたのではないかと実は思つております。

ただ、その後、各政党もいろんな動きがありましたし、各団体もいろんな考えがございましたし、また政権交代がありいろんなことがあつて、それはあつたんですけれども、申し上げたいことは、これですべてが解決したわけではない。そういう長年自主的に助け合ひでやつてきた人たちのお気持ちを何か酌み取つた完全なものではないと、当面の措置だということでは是非踏まえていた

だきたいと思いませんし、私は今申し上げたような物差しで適用除外をつくらないと、やっぱり助け合いの歴史のある、社会的価値のあるこの共済事業というのは結局変質してしまうというか、こういう流れでいくと、あるいはつぶしてしまうというこの流れは、方向は変わっていないというふうに思うんですね。

是非そこは検討していただきたいと思えますし、自見大臣、答弁書は何も無いと思えますけれども、国民新党はその点は私たちとそれほど考えが違わなかったと思うんですけども、自見大臣として今後どういうふうにお考えか。自主共済を、歴史的な価値のある、社会的価値のある自主共済を守っていくという点でどういうふうにお考えか、自見大臣のお考えを聞きたいと思えます。

○国務大臣(自見庄三郎君) 大門先生から御指摘をいただいたわけですが、平成十七年の改正で、もう御存じのように、先生もお話しになりましたように、保険業法というのは対象は不特定の者を相手として保険の引受けを行う保険業でございまして、自治だとかあるいはお互いの助け合いということを、任意団体でございまして、任意団体等で特定の者を相手として保険業類似の事業を行う者については、今まで、御存じのように、法規制あるいは監督官庁はなかったわけでございます。

そういう中で、マルチ商法あるいは支払に對する備えがないとか、あるいは情報開示がないというふうないろいろな社会的な問題も発生したわけでございます。基本的にはやはりきちっと、お互いの共済でございまして、助け合い、信頼の上にきちっと立つ必要がございますけれども、同時にやはりそういったことを社会的に悪用して利用者が非常に被害を受けるということも現実にあったわけでございますから、そこら辺を勘案いたしまして、亀井前大臣のときに、そういった意味で保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を全会一致で衆議院は通らせていた

いただきましたけれども、いろいろございまして継続案件ということもございまして、基本的にそういったことをしっかりと大事にしなから、同時にやはり利用者の方々にも安心していただける保護といたしますか、そういった観点も私は大事じゃないかというふうに思っております。

○大門実紀史君 今申し上げた点は基本的なことですので、引き続き議論はしていかなきゃと思えますが、時間がないのでちよつと具体的な点をお聞きしますね、実務的な点でございまして。

今回、任意団体が法人格を取得する場合、共済事業を包括的移転ということになるわけですけれども、これは自見大臣が十一月二日、衆議院の議論の中で、そういう包括的移転に伴ういろいろな負担については一定の軽減措置を設けておりますというふうにおっしゃいまして、こちらの方でもう言いますけれども、時間がないので、具体的に何なのかというふうな金庫に聞いたら、一つは、移転のときは普通、保険会社の場合は公告をしなきゃいけないと。これは費用が新聞に出すんで相当掛かると。それを今回は官報のみでいいということで費用を掛けない措置を考えているということ、契約者に事後通告しなきゃいけないということも、聞いたら大した軽減措置でも何でもないんですよ。こんなのは当たり前の話でございまして、大したことはない。もつときちっとして、いろいろな負担が生じると思うので、今後考えてほしいということ、これは要望で申し上げます。

重要なのは、この包括移転の際、資産も法人格に移るわけですね。このときの税負担がどうなるかということ、財務省の方に伺いたいのは、この際の税負担、簡潔にどうなるか、教えてくださいますか。

○大臣政務官(尾立源幸君) お答えいたします。一般論として申し上げますと、一般財団法人、一般社団法人が非営利型法人に該当いたしますと、収益事業から生じる所得以外の所得について

は法人税は課されないことになっております。そしてまた、この非営利型法人が共済事業にかかわる財産の包括移転を、今お尋ねの包括移転を受けた行為というのは収益事業のいずれにも該当いたしませんので、したがって、法人課税は生じないということでございます。

○大門実紀史君 ありがとうございます。非営利型の法人になった場合は、包括移転をしても税負担は生じないということでございます。

最後に、私は労働組合出身でございます。労働組合も共済事業というのはやっております。私自身もかかわってききましたけれども、現在、労働組合の共済事業についてはこの保険業法の対象外になっております。ただ、この自主共済に対する保険業法の適用に関連して、これから労働組合の共済事業もこういう保険業法の対象にされていくのではないかと懸念の声が上がっておりますけれども、この労働組合の共済事業を今後保険業法の対象にしようということは検討されているのでしょうか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 大門先生、今さっき、この法律、衆議院で通ったかのように私ちよつと間違つて発言しまして、前回の国会では亀井前大臣のときに審議はしていただきましたけれどもも継続案件だということもございましたので、ちよつと私そこら辺勘違いをしておつたかと思つて、訂正をさせていただきますと思ひます。

今、大門議員から、現時点において労働組合の共済についていかにということもございまして、現時点においては現行の保険業法の適用除外の範囲を変更することは予定をいたしておりません。

○大門実紀史君 もう質問を終わりますが、いろいろな団体が長い歴史を持って助け合いの共済事業をやつてこられて、これでさつき言つたようにいろいろなことが解決されるわけじゃありません。で、引き続きいろいろな要望を丁寧に聞きながら運営して進めてもらいたいということを申し上げます。私の質問を終わります。

○中山燕子君 たちあがれ日本・新党改革の中山でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまもるお話がありました。平成十七年の改正法が必ずしも現場の実態に即していなかった、何らかの措置をとる必要があることからこの改正法案が提出されたことと承知しております。不備な点が改正されていくことは大変結構なことだと考えております。ただ、今回の改正法にありまして、やはり現状をしのぐための改正であると考えられます。この改正法案も決して恒久的な制度を設けるものではなく、暫定的なものであると理解しております。

例えば、今回の認可特定保険業者という特例の制度も、これを設けるに当たりまして、今回の認可特定保険業者となる者は、平成十七年の改正時に既に特定の者を対象とする共済事業を行つていた団体に限られるものであるというように考えておりますが、この点、いかがでしょうか。新たな参加はないと考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 中山先生にお答えをいたします。

御指摘のように、認可特定保険業者は、基本的には、御指摘のように、平成十七年の保険業法改正時に既に特定保険業を行つていた者に限られることとなります。ただし、この認可特定保険業者となるための要件として、法人格、今さつきからいろいろこの委員会でも出ておまして、一般社団法人は財団法人を有していることを求めることとして、いることから、平成十七年度の保険業法改正時に特に特定保険業を行つていた者が任意団体である場合には法人格を取得した上で認可を受けるということでございます。

先生の御質問、前半の部分でございましてけれども、これはもう御存じのように、明治時代から、いろいろな公益法人の中で共済事業として、特定の者を対象として助け合いといひますか共済事業をやつてきたわけでございます。長い間の歴史がございまして、それと同時に、今さつき言ひましたのは、いろいろな利用者の権利を守るといひ

ますか、それに関する、今さつきマルチ商法だつていう話をしましたけど、いろいろ社会的な問題が発生いたしまして、そこら辺は、やはりもう利用者、共済制度を利用しておられる方、そしてまた保険業法の改正ということ、そういったところで非常に当時いろいろ考えられたんだと思えますけれども、なかなか、そういう理念というのはございませぬけれども、現実には、実際にはどうも、今までの歴史と伝統のあるのが、なかなか考えていたところに共済事業の移行について必ずしも当てはまらないところが出てきたということでございます。そこら辺は、やはり自分の間と

いうことでございませぬが、そこら辺は、やはり基本的には国民の福祉の増強と申しますか、共済事業あるいは保険事業を利用する利用者の保護ということも大きな視点でございませぬが、そういった時代の変遷の中、しっかりと皆様方と英知を集めていろいろやっていきたいと、そういった意味で今回の法律の改正をやらせていただくところでございませぬ。

○中山恭子君 また、本法律案では、衆議院で修正された附則第四条がありまして、見直しの期日を明確にした点で、この点でも結構なことだと考えております。

次に、公益法人の監督を旧主務官庁が行うということにつきまして、検査監督の在り方についてお伺いいたします。

以前、信用組合というのがありまして、都道府県の監督下にこの信用組合は置かれておりましたが、金融検査が行われるということも大変回数も少ない状態でございます。現在は金融庁に移っております。

金融の分野では、そのノウハウや専門的知見の集積がない場合、検査や監督を行うことは相当無理があると考えております。今回の改正法案では、公益法人から一般財団法人や一般社団法人に移行した法人の認可特定保険業者について旧主務官庁が検査監督を行うこととなっております。共済事業を行っている公益法人は全国に三百二十九

あると先ほどお答えがありました。各省庁と都道府県が監督することとなっておりますが、法人業務に関して監督できるとして、保険業務についての検査監督は質の異なる専門性を必要とすると考えております。

金融庁がガイドラインを作ると聞いておりますが、主務官庁が十分な検査監督を行えるとは思いません。その点、どのようにお考えでいらつしやいませぬでしょうか。

○國務大臣(自見庄三郎君) 中山議員にお答えをいたします。

いろいろな考えがあると思いますが、公益法人については、今さつきから申し上げておりますように、その業務に関する知見、これまでの監督を通じて蓄積された情報を有していること等を勘案して、引き続きこの法律では旧主務官庁に、今監督をしておられますので、してあります。

他方また、これまでの公益法人に関する規制によつて必ずしも明確でなかつた監督上のルールを新たに設けること等を踏まえて、特に今言われました金融に関する点、それから今さつきの、歯科医師会の話を出しましたが、明治以来そういった衛生行政の監督、厚生省、厚生労働省が長い間監督してきたわけでございます。その中で助け合いとして共済事業をやつてきた。しかし、新たな保険業法、それから先生が言われるように金融の監督ということは時代とともに非常に複雑多岐になってきたということもございませぬ。だんだんだんだん今金融機関が県の金融検査対象から国に上がつてきたという話もございませぬ。

先般、実はアメリカにお伺いしたときも、アメリカの保険業法というのは以前はもう州単位でやつておられて、先生も大蔵省に、財務省に長くおられて御存じだと思いますが、州単位で実は保険業法、保険は監督、所管しておられたということでございますが、だから州の保険局長つて非常に権限を持っていたという話を聞きましたが、今度のリーマン・ショック以降、今日もドッド・フ

ランク法を作つたボルカーさんと実はここに来る前お会いしまして、ボルカーさんはボルカー・ルールというのを作つたわけでございますが、あつたことを含めて初めて中央連邦政府に実は保険の監督の部署をつくつたということをこの前八月にアメリカに行つたときに教えていただいたわけでございます。そういった意味で確かに複雑になるところもございませぬが、しかしまた同時に、実情実情というのがございませぬから、そういったことを踏まえてやはり各主務官庁、長い間公益法人なら公益法人を指導しておりますし、しかし同時に、そういったことで共同省令にしたいと。

こういうことでございまして、これはしっかりとしたものをつくつていかねばならないというふうな思つてございまして、確かにおしかりはいたさざりませぬけれども、金融庁が中心となつてガイドラインを作らせていただきます。しっかりとそれに従つて、余りばらつかないやはり金融監督を、やはり検査監督というのは非常に大事でございませぬから、特に利用者の保護のためにもそういうことでやっていきたいというふうな思つております。

○中山恭子君 ありがとうございます。

おつしやられたとおり、この共済事業は多くの契約者から金銭を預かる事業でございませぬ。今回認可される特定保険業者の数も相当多くなるのではないかと考えられますし、非常に特殊な事業の下に置かれる共済事業というのにも相当多いかと思つてございませぬ。加入している人々の数も相当多いかと思つてございませぬ。こういった点で、保険契約者等の保護の観点から見ましても、共済事業の破綻などが決して発生しないように健全な業務、経理等が必須でございませぬので、金融庁のお働きを期待しております。

私自身は、この金融検査は事業者に対してのあの意味では人間ドックに当たるような金融ドックだと考えてございまして、無料で受けられる金融ドックであると、事業者にとっては、又は契約者

にとつても非常に利用価値のあるものであると考えてございまして、金融庁が金融ドックというような形で健全性を守るために働いていただけたら大変有り難い、良い方向へ向かうのではないかと考えてございまして、是非、金融庁が金融ドックとしてしっかりと検査し監督するということ、そういう方向で今後検討を進めていただけたらと思つております。

終わります。ありがとうございます。

○委員長(藤田幸久君) 他に御発言もありませんから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(藤田幸久君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

十月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、庶民増税をやめ、地域経済の活性化に関する請願(第一三六号)

第一三六号 平成二十二年十月十九日受理
庶民増税をやめ、地域経済の活性化に関する請願
請願者 群馬県伊勢崎市宮子町六二九ノ二 渡辺生夫 外五百五十三名
紹介議員 大門実紀史君

国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取られられている者

(3) 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

(4) 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)が、新保険業法第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により新保険業法第三条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百二十五条若しくは第百二十六条の規定により新保険業法第百八十五条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百三十一条若しくは第百三十二条の規定により新保険業法第百二十九条第一項の免許を取り消され、新保険業法第百七十二条の二十六第一項若しくは第百七十二条の二十七の規定により新保険業法第百七十二条第一項の登録を取り消され、保険業法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二号。以下「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第一項若しくは第百七十二條の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられ、若しくは新保険業法第百七条第一項の規定

により新保険業法第百七十六条若しくは第百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律若しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、若しくは当該外国において行われている同種類の事業の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者若しくは管理人又は日本における代表者であつた者(これらに類する役員にあつた者を含む。)で、その取消し又は廃止を命ぜられた日から五年を経過しない者

(5) 新保険業法第百三十七條第一項の規定により新保険業法第百七十六条若しくは第百八十六条の登録を取り消され、又は新保険業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された者で、その取消しの日から五年を経過しない者

(6) 新保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、新保険業法第百二十五條の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役、平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二條の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)又はこの法律若

しくは新保険業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役員にあつた者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(7) 認可特定保険業者(第一項の認可を受けて特定保険業を行う者をいう。以下同じ。)が、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條又は第百七十二條の二十七の規定により第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日から三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であつた者

(8) 附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條の規定により解任を命ぜられた理事又は監事

(9) 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)が、平成二十二年改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる平成二十二年改正法による改正前の附則第四条第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第百七十二条の二十六第一項又は第百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合において、その廃止を命ぜられた日前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、代表者又は管理人であつた者(これらに類する役員にあつた者を含む。)

ぜられた役員(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)

へ 少額短期保険業者

二 申請者の行う特定保険業が、この法律の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者が行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。

三 申請者が、特定保険業を的確に遂行するために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有すること。

四 申請者が、特定保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有すること。

五 他に行う業務が特定保険業を適正かつ確実にを行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること。

六 第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ハ その他主務省令で定める基準

七 第三項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ その他主務省令で定める基準

八 前各号に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護のために必要な基準として主務省令で定める基準

九 認可特定保険業者に対する一般社団法人及び

一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六十五号第一項第三号(同法第七十七号)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「保険業法(平成十七年法律第五十五号)、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)、保険業法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第七号)、この法律」とする。

12 前項の規定により第二項の認可を取り消された日以前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う認可取消業者(次項において「保険契約管理業者」という。)は、認可特定保険業者とみなして、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十二号第一項、第二百三十三号(第二号を除く。)、第二百七十二号の二十二、第二百七十

二条の二十三及び第二百七十二号の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、附則第四条第十一項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第一節(第三百三十八号を除く。)(の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))、附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第二百四十二号の規定、附則第四条第十三項の規定、同条第十四項において読み替えて準用する新保険業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))、同条第十五項の規定、同条第十七項において読み替えて準用する新保険業法第六十七号(第二項第二号及び第三号を除く。)(の規定並びに附則第四条第十八項の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするものとする。ほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三号の前の見出し	認可の取消し	業務の廃止
附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三号各号列記以外の部分	、同項第三号 とき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたとき 同項の認可を取り消す 、法令	又は同項第三号 とき 業務の廃止を命ずる 又は法令
附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百三十三号第一号	処分又は平成十七年改正法附則第二条第三項各号(第五号を除く。)(に掲げる書類に定められた事項のうち特に重要なもの	処分
附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二号の二	平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消す	業務の廃止を命ずる

13 保険契約管理業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 特定保険業を廃止したとき その保険契約管理業者
- 二 合併により消滅したとき その保険契約管理業者の代表理事その他の代表者であった者
- 三 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人
- 五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全部を承継させ、若しくは譲渡したとき その

附則第四条第十二項において読み替えて準用する新保険業法第二百四十二号

事業

特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。)(に係る事業

12 前項の規定により新保険業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

移転先会社	移転先法人
移転会社	移転業者
内閣府令	主務省令
内閣総理大臣	行政庁

第百三十五号第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百三十五号第二項	公告	公告又は通知
第百三十六号第一項	移転会社及び移転先会社(外国保険会社等を除く。)	移転先法人

第百三十六条第二項	株主総会又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)	社員総会又は評議員会
第百三十六条第二項 株主総会又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会)(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。)	会社法第百九十九条第二項(株主総会の決議)に定める決議又は第百六十二条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百八十九条第二項(社員総会の決議)又は第百八十九条第二項(評議員会の決議)
第百三十六条第三項	移転会社及び移転先会社 会社法第百九十九条第一項(株主総会の招集の通知)(第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。)	移転先法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百九十九条第一項(社員総会の招集の通知)又は第百八十二条第一項(評議員会の招集の通知)
第百三十六条の二第一項	取締役(委員会設置会社にあっては、執行役) 前条第一項の株主総会等の会日の二週間前	役員(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。)
第百三十六条の二第二項	公告 第百三十五条第一項の契約に係る契約書 移転会社の株主又は保険契約者	公告又は通知 移転契約書 移転対象契約者
第百三十七條第一項	その営業時間 決議をした	移転業者の営業時間 決議があつた
第百三十七條第二項及び第四項	公告しなれば 公告	官報に公告し、又は移転対象契約者に対して各別に通知しなれば 公告又は通知
第百三十九條第二項	どうか	どうか(移転先法人が当該保険契約の移転を受ける前に特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定す

第百四十条第一項	公告	官報に公告
第百四十条第三項	公告が当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法により	公告が
第百三十三條第一項 第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。若しくは
第百三十三條第一項 第六号及び第十号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第三条第一項において準用する場合を含む。又は
第百三十三條第一項 第十三号及び第四十五号	及び第百七十二條の二十九号において	、第百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第三条第一項において

(認可特定保険業者等に対する新保険業法の規定の準用)

第四条 新保険業法第九十七条第二項、第百二条の二、第百条の四、第百十条(第二項を除く。)、第百十一条(第二項を除く。)、第百十三條から第百十六條(第二項を除く。)、第百十七條、第百十八條、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十三條、第百二十四條、第百三十一條から第百三十三條まで、第百七十二條の八第三項、第百七十二條の九、第百七十二條の十一、第百七十二條の二十一(第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。)、第百七十二條の二十三まで及び第百七十二條の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

内閣府令
主務省令
行政庁

2 前項の規定により新保険業法の規定を認可特定保険業者について準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百条の二	この法律	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百十条第一項	中間業務報告書及び業務報告書	業務報告書
第百十一条第一項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	その事務所(専ら特定保険業(平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。))以外の業務の用に供される事務所その他の主務省令で定める事務所を除く。第四項において同じ。)
第百十一条第四項	本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所	事務所
第百十一条第五項	不特定多数の者	保険契約者
第百十一条第六項	公衆	保険契約者
第百十一条第六項	公衆	保険契約者
第百十一条第六項	公衆	保険契約者
第百十一条第六項	及びその子会社等の業務	の業務
第百十三条	保険会社は、当該保険会社	認可特定保険業者(保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

第百十五条第二項	利益(第百十二条第一項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。)	利益
第百二十条第一項	生命保険会社及び内閣府令	長期の保険契約の引受けを行わないことその他の主務省令
第百二十二条	損害保険会社に限る	者を除く
第百二十二条	この法律又は	平成十七年改正法において準用するこの法律又は平成十七年改正法において準用する
第百二十三条第一項	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
第百二十三条第二項	保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める事項	軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るもの
第百二十三条第二項	変更しようとする	変更した
第百二十四条第一号	あらかじめ	遅滞なく、
第百二十四条第一号	第四条第二項第二号	平成十七年改正法附則第二条第三項第二号
第百二十四条第一号	第五条第一項第三号イからホ	同条第七項第六号イからハ
第百二十四条第一号	基準	基準及び当該書類に定めた事項の変更後に行う特定保険業が当該書類に定めた事項の変更前に行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであること。
第百二十四条第二号	第四条第二項第四号	平成十七年改正法附則第二条第三項第四号

第百三十一條	第五條第一項第四号イからハまで	同条第七項第七号イ及びロ
第百三十二條第一項	子会社等	子会社等(子会社(平成十七年改正法附則第四條第五項に規定する子会社をいう。第二百七十二條の二十二第二項において同じ。))その他の当該認可特定保険業者と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。)
第百三十二條第二項	内閣府令・財務省令	主務省令
第百三十三條の前の見出し	免許	認可
第百三十三條各号列記以外の部分	ときは	とき、平成十七年改正法附則第二條第七項第一号イ、ロ、ニ若しくはホに該当することとなつたとき、同項第三号若しくは第四号に掲げる基準に適合しなくなつたとき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたときは
第百三十三條第一号	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	理事若しくは監事
第百三十三條第二号	第三條第一項の免許	同項の認可
第百三十三條第三号	第四條第二項各号	平成十七年改正法附則第二條第三項各号(第五号を除く。)
第百三十三條第二号	免許	認可
第二百七十二條の十一	少額短期保険業及びこれに付随する業務	特定保険業及びこれに附随する業務並びに保険代理業(保険会社その他これに準ずる者として主務省令で定める者の業務の代理又は事務の代行(保険募集その他の主務省令で定めるものに限る。))をいう。)
第二百七十二條の十一第二項		ただし、少額短期保険業に關連する業務として内閣府令で定める業務で認められるもの
第二百七十二條の十一第三項		認められる業務
第二百七十二條の十一第一項第一号	登録	平成十七年改正法附則第二條第一項認可
第二百七十二條の十一第一項第一号	少額短期保険業	平成十七年改正法附則第二條第一項の認可を受けて特定保険業(引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。)
第二百七十二條の二十	定款	他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款
第二百七十二條の二十第一項第四号		保険代理店(認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。))であつて、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。))の設置又は廃止をしようとするときその他主務省令
第二百七十二條の二十		平成十七年改正法附則第二條第一項の認可
第二百七十五條第四号	第二百七十二條の九	第二百七十二條の九(平成十七年改正法附則第四條第一項において準用する場合を含む。)
第二百七十六條第二号	、第二百三十三條	若しくは第二百三十三條(これらの規定を平成十七年改正法附則第四條第一項において準用する場合を含む。)
第二百七十七條第一号	第百九十九條において	第百九十九條及び平成十七年改正法附則第四條第一項において

<p>第三百十七条第一号の二</p>	<p>第百十一条第二項(第百九十九条及び第二百七十二条の十七)において</p>	<p>第百十一条第一項(第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>	<p>この法律(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)又は</p>
<p>を公衆</p>	<p>第百十一条第四項(第百九十九条及び第二百七十二条の十七)において</p>	<p>を公衆若しくは保険契約者(保険契約の相手方となることのできる者を含む。以下この号において同じ。)</p>	<p>、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>不特定多数の者</p>	<p>第百十一条第三項(第百九十九条及び第二百七十二条の十七)において</p>	<p>第百十一条第三項(第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項</p>	<p>、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>
<p>、公衆</p>	<p>第二百七十二条の二十二第二項若しくは第二項</p>	<p>、公衆若しくは保険契約者</p>	<p>第百九十九条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>
<p>第三百十七条第二号</p>	<p>第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項</p>	<p>第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>
<p>第三百十七条第三号</p>	<p>第三百十六号第一号から第三号まで</p>	<p>第三百十六号第一号、第二号(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)、第三号</p>	<p>、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>
<p>第三百二十一条第一号</p>	<p>第三百十七号第一号から第三号まで</p>	<p>第三百十七号第一号から第三号まで(これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>	<p>、第二百七十二条の十八及び平成十七年改正法附則第四条第一項において</p>
<p>第三百三十三号第一項</p>	<p>第百三十一号</p>	<p>第百三十一号</p>	<p>、第二百七十二条の二十一第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第三百三十三号第二項</p>	<p>第百三十二号</p>	<p>第百三十二号</p>	<p>、第二百七十二条の二十二第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第三百三十三号第三項</p>	<p>第百三十三号</p>	<p>第百三十三号</p>	<p>、第二百七十二条の二十三第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第三百三十三号第四項</p>	<p>第百三十四号</p>	<p>第百三十四号</p>	<p>、第二百七十二条の二十四第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第三百三十三号第五項</p>	<p>第百三十五号</p>	<p>第百三十五号</p>	<p>、第二百七十二条の二十五第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第三百三十三号第六項</p>	<p>第百三十六号</p>	<p>第百三十六号</p>	<p>、第二百七十二条の二十六第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>第三百三十三号第七項</p>	<p>第百三十七号</p>	<p>第百三十七号</p>	<p>、第二百七十二条の二十七第一項(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。)</p>
<p>設立時取締役、設立時執行役員、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役</p>	<p>役員</p>	<p>役員</p>	<p>役員</p>

3

認可特定保険業者が前二項において読み替えて準用する新保険業法第百三十三條又は第百七十二條の二十七の規定により附則第二条第一項の認可を取り消され、又は当該認可特定保険業者の理事若しくは監事の解任を命ぜられた場合における新保険業法第百七十二條の四第一項、第百七十二條の三十三第一項及び第百七十二條の三十七第一項の規定の適用については、新保険業法第百七十二條の四第一項第十号ハ中「若しくは第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)附則第四条第一項において準用する第百三十三條若しくは第百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、「その会社」とあるのは「その法人」と、「若しくは監査役」とあるのは「監査役、理事若しくは監事」と、同号ホ中「第百三十三條」とあるのは「第百三十三條(平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）」と、「若しくは監査役、第百五十五條」とあるのは「監査役、理事若しくは監事、第百五十五條」と、新保険業法第百七十二條の三十三第一項第一号ハ(1)中「若しくは第百三十七條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、「登録を取り消された」とあるのは「登録を取り消され、若しくは平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第百三十三條若しくは第百七十二條の二十七の規定により平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を取り消された」と、同号ハ(3)及び同項第二号ハ中「第百七十二條の四第一項第十号イ」とあるのは「平成十七年改正法附則第四条第三項の規定により読み替えて適用する第百七十二條の四第一項第十号イ」と、新保険業法第百七十二條の三十七第一項第三号中「第百七十二條の三十三第一項第一号ハ」とあるのは「平成十七年改正法附則

第四条第三項の規定により読み替えて適用する第百七十二條の三十三第一項第一号ハ」とする。

4 認可特定保険業者は、子会社を保有してはならない。ただし、行政庁が、認可特定保険業者による子会社の保有について、当該認可特定保険業者の行う特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の保護に資するものとして認め、これを承認したときは、この限りでない。

5 前項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権(新保険業法第百三十一條に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

6 認可特定保険業者は、特定保険業(これに附帯する業務及び保険代理業(第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百七十二條の十一第一項に規定する保険代理業をいう。))を含む。次項において同じ。)に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならない。

7 認可特定保険業者は、特定保険業に係る会計に關し次に掲げる行為をしてはならない。ただし、行政庁の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 一 特定保険業に係る会計から他の業務に係る会計へ資金を運用すること。
- 二 特定保険業に係る会計に属する資産を担保に供して他の業務に係る会計に属する資金を調達すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定保険業の健全かつ適切な運営に支障が生ずるおそれがある行為として主務省令で定める行為を行うこと。

8 認可特定保険業者の目的、事務所(特定保険業に係る業務を行うものに限る。)の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款の変更についての社員総会又は評議員会の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

9 行政庁は、前項の認可の申請があつた場合において、当該認可の申請に係る定款の変更後に於いて、当該定款の変更前に行つて行つた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められないときは、当該認可をしてはならない。

10 行政庁は、認可特定保険業者に係る次に掲げる額を用いて、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準として保険金等(保険金、返戻金その他の給付金をいう。)の支払能力

の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 基金(一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第百三十一條に規定する基金をいう。第十九項において同じ。)、準備金その他の主務省令で定めるものの額の合計額
- 二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として主務省令で定めるところにより計算した額

11 新保険業法第二編第七章第一節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第百三十五條第一項	この法律	この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)
第百三十五條第二項	外国保険会社等	外国保険会社等、少額短期保険業者及び認可特定保険業者
第百三十六條第一項	公告 又は社員総会	公告又は通知 、社員総会
第百三十六條第二項	総代会 又は第六十二條第二項	総代会又は評議員会 、第六十二條第二項
第百三十六條第三項	含む。	含む。又は一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第三十九條第一項(社員総会の招集の通知)若しくは第百八十二條第一項(評議員会の招集の通知)

<p>第三百三十六条の二第一項</p>	<p>公告</p>	<p>公告又は通知</p>
<p>第三百三十七條第一項</p>	<p>内閣府令 公告しなければ</p>	<p>主務省令 公告し、又は移転対象契約者に各別に通知しなければならぬ。この場合において、当該移転業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による公告を同法第三百三十一條第一項第四号(公告方法)に掲げる方法により行う旨を定款で定めておるときは、この項の規定による公告は、当該方法に加えて、官報に掲載する方法でなければ</p>
<p>第三百三十七條第二項</p>	<p>公告</p>	<p>公告又は通知</p>
<p>第三百三十七條第四項</p>	<p>公告</p>	<p>公告又は通知</p>
<p>第三百三十七條第五項</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第三百三十九條第一項</p>	<p>内閣府令 内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>
<p>第三百三十九條第二項</p>	<p>内閣府令 内閣総理大臣 どうか</p>	<p>行政庁 どうか(移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる基準に適合するかどうか及び当該保険契約の移転に係る特定保険業(平成十七年改正法附則第二條第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。)が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行つていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか)</p>
<p>第四百四十四條第一項</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>

<p>第三百三十三條第一項 各号列記以外の部分</p>	<p>設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役</p>	<p>役員</p>
<p>第三百三十三條第一項 第四号</p>	<p>この法律若しくは</p>	<p>この法律(平成十七年改正法附則第四條第十一項において準用する場合を含む。)若しくは</p>
<p>第三百三十三條第一項 第六号</p>	<p>この法律又は 内閣府令</p>	<p>この法律(平成十七年改正法附則第四條第十一項において準用する場合を含む。)又は 主務省令</p>
<p>第三百三十三條第一項 第十号</p>	<p>この法律又は</p>	<p>この法律(平成十七年改正法附則第四條第十一項において準用する場合を含む。)又は</p>
<p>第三百三十三條第一項 第十三号、第四十五号 及び第四十六号</p>	<p>及び第二百七十二條の二十九 において</p>	<p>、第二百七十二條の二十九及び平成十七年改正法附則第四條第十一項において</p>

<p>12 新保険業法第四百二十二條の規定は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、同条中「内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣」とあるのは、「行政庁」と読み替へるものとする。</p> <p>13 行政庁は、前項において読み替へて準用する新保険業法第四百二十二條の認可の申請があつた場合当該認可の申請に係る事業の譲受けを行う者が認可特定保険業者である場合に限る。において、当該事業の譲受けに係る特定保険業が、当該事業の譲受け前に</p>	<p>14 新保険業法第二編第七章第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第四百四十四條第一項</p>	<p>この法律 外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。)</p>	<p>この法律及び保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。)</p> <p>外国保険会社等(主務省令で定めるものを除く。)、少額短期保険業者及び認可特定保険業者</p>
<p>委託会社</p>	<p>委託業者</p>	

第百四十四條第三項	株主總會等	株主總會等(株主總會、社員總會(總代会)を設けているときは、總代会)又は評議員会をいう。以下同じ。)
又は第六十二條第二項	又は第六十二條第二項に定める決議又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十九條第二項(社員總會の決議)若しくは第百八十九條第二項(評議員会の決議)	
第百四十四條第四項	第百三十六條第三項	平成十七年改正法附則第四條第十一項において準用する第百三十六條第三項
第百四十五條	内閣総理大臣	行政庁
第百四十六條第一項及び第二項	委託会社	委託業者
第百四十六條第三項	商業登記法第十八條、第十九條(申請書の添付書面)及び第四十六條(添付書面の通則)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七條(添付書面の通則)並びに第三百三十條(商業登記法の準用)において準用する商業登記法第十八條及び第十九條(申請書の添付書面)
第百四十七條及び第百四十八條第一項	委託会社	委託業者
第百四十八條第三項	保険業法第百四十四條第二項	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四條第十四項において準用する保険業法第百四十四條第二項
第百四十八條第四項	委託会社	委託業者
第百四十九條第一項	保険業法第百四十四條第一項	保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第四條第十四項において準用する保険業法第百四十四條第一項
第百四十九條第二項	委託会社 内閣総理大臣	委託業者 行政庁

第百五十條第一項	委託会社	委託業者
第百五十三條第一項 各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員
第百五十三條第一項 第三号	この法律又は	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十四項において準用する場合を含む)又は
第百五十三條第一項 第三号 第四号	この法律若しくは	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十四項において準用する場合を含む)若しくは

15 認可特定保険業者が前項において読み替えて準用する新保険業法第百四十四條第一項の規定により他の認可特定保険業者による業務及び財産の管理の委託を行う場合において、前項において読み替えて準用する新保険業法第百四十五條第一項の認可を受けたときは、当該他の認可特定保険業者は、当該管理の委託に係る業務を行うことにつき第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第百七十二條の十一、第二項ただし書の承認を受けたものとみなす。

16 認可特定保険業者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律にかかわらず、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併して認可特定保険業者を設立することができ

17 新保険業法第百五十二條第一項、第百五十三條(第二項第一号を除く)、第百五十四條、第百六十五條の二十三から第百六十七條(第二項第二号及び第三項を除く)まで、第百七十條第一項(第二号、第三号及び第五号を除く)、第百七十四條(第二項及び第四項を除く)及び第百七十五條から第百七十九條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新保険業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十二條第一項	会社法第百七十一條	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百四十八條及び第百二十二條第一項
同条中「次に」とあるのは、「第三号」	同法第百四十八條中「次に」とあるのは、「第三号から第七号までに」と、同法第百二十二條第一項中「次に」とあるのは「第三号」	

<p>第百五十三条第一項及び第二項</p>	<p>内閣総理大臣</p>	<p>行政庁</p>
<p>第百五十三条第三項</p>	<p>内閣総理大臣 株式会社及び第六十三条第一項の定款の定めをしている相互会社に限る</p>	<p>行政庁 保険契約者が社員のみである一般社団法人を除く</p>
<p>第百五十四条</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第百六十五条の二十三</p>	<p>会社法第七百四十八条 会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条 一般社団法人又は一般財団法人が認可特定保険業者</p>
<p>第百六十五条の二十四第一項</p>	<p>内閣府令 会社法第七百四十八条 会社又は合併により設立する会社が保険業を営む株式会社</p>	<p>主務省令 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十二条 一般社団法人又は一般財団法人が認可特定保険業者</p>
<p>第百六十五条の二十四第二項各号列記以外の部分</p>	<p>会社法合併会社 を官報及び により公告しなければ</p>	<p>合併認可特定保険業者 について、官報に公告するほか、 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一条第一項第二号又は第三号(公告方法)に掲げる方法とその公告方法として定めている場合に限る。)により公告し、又は知れている債権者に各別に催告しなければ</p>
<p>第百六十五条の二十四第二項第二号</p>	<p>会社又は合併により設立する会社</p>	<p>法人</p>
<p>第百六十五条の二十四第二項第三号</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第百六十五条の二十四第二項第四号</p>	<p>会社法合併会社</p>	<p>合併認可特定保険業者</p>
<p>第百六十五条の二十四第二項第五号</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第百六十五条の二十四第四項</p>	<p>会社法合併会社</p>	<p>合併認可特定保険業者</p>
<p>第百六十五条の二十四第六項</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令</p>
<p>第百六十五条の二十四第九項</p>	<p>会社法第七百八十九条、第七百九十九条及び第八百十条</p>	<p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条及び第二百五十二条 合併認可特定保険業者</p>
<p>第百六十六条第一項</p>	<p>会社法合併会社 保険会社等又は合併により設立する保険会社等</p>	<p>認可特定保険業者</p>
<p>第百六十六条第二項</p>	<p>内閣府令 第百六十五条の七第二項(第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百六十五条の十七第二項(第百六十五条の二十において準用する場合を含む。又は前条第二項)</p>	<p>主務省令 前条第二項</p>
<p>第百六十六条第三項</p>	<p>保険会社等又は合併により設立する保険会社等</p>	<p>認可特定保険業者</p>
<p>第百六十五条の七(第百六十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百六十五条の十七(第百六十五条の二十において準用する場合を含む。又は前条)</p>	<p>内閣府令</p>	<p>主務省令 前条</p>

第百六十六条第三項各号列記以外の部分	保険会社等又は合併により設立する保険会社の株主	認可特定保険業者の社員、評議員
第百六十六条第三項第三号	内閣府令	認可特定保険業者の定めた 主務省令
第百六十六条第三項第四号	保険会社等又は合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百六十七条第一項	保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する	認可特定保険業者が合併後存続する
第百六十七条第二項各号列記以外の部分	内閣総理大臣	行政庁
	内閣総理大臣 どうか	行政庁 どうか及び合併後存続する認可特定保険業者の行う特定保険業(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号。以下「平成十七年改正法」という。附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この項において同じ。)が当該合併前に当該認可特定保険業者の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められるものであるかどうか
第百六十七条第二項第三号	保険会社等又は当該合併により設立する保険会社等	認可特定保険業者
第百七十条第一項各号列記以外の部分	商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第四十六条(添付書面の通則)(これらの規定を第六十七条において準用する場合を含む。)並びに同法第八十条(吸収合併の登記(第三項において準用する場合を含む。))	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百七十七条添付書面の通則)、第三百二十二条(吸収合併による変更の登記の申請)並びに第三百三十条(商業登記法の準用)において準用する商業登記法第十八条及び第十九条(申請書の添付書面)
第百七十条第一項第四号	会社法合併会社にあつては、第百六十五条の二十四第二項による公告	第百六十五条の二十四第二項
第百七十四条の見出し	内閣総理大臣	行政庁
第百七十四条第一項	内閣総理大臣	行政庁
第百七十四条第六号	会社法第四百七十一条第六号(解散の事由)(第百五十二条第二項において準用する場合を含む。)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八条第七号又は第二百二条第一項第六号(解散の事由)
第百七十四条第七号	第百八十条の四第一項又は同法第四百七十八条第一項	同法第二百九条第一項
第百七十四条第八号	第百八十条第二号又は同法第四百七十五条第二号	同法第二百六条第二号又は第三号
第百七十四条第九号	会社法第四百七十八条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九条第二項
第百七十四条第十号	会社法第四百七十八条第六項において準用する同法第三百三十一条第一項第三号(取締役)	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百九条第五項において準用する同法第六十五条第一項第三号(役員)
第百七十四条第十一号	保険業法	保険業法、保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)

第七百七十四条第七項	内閣総理大臣 株式会社又は相互会社 清算保険会社等	行政庁 一般社団法人又は一般財団法人 清算一般社団法人等
第七百七十四条第八項各号列記以外の部分	内閣総理大臣	行政庁
第七百七十四条第八項第一号	第八十号第二号又は会社法第四百七十五号第二号 清算保険会社等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百六条第二号又は第三号 清算一般社団法人等
第七百七十四条第九項	内閣総理大臣	行政庁
第七百七十四条第十項	会社法第四百七十九号 同条第一項 内閣総理大臣 同条第二項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百十号 同条第一項及び第二項 行政庁 同条第三項
第七百七十四条第十一項	商業登記法第七十三条第一項及び第三項(清算人の登記) 第七十四条第一項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百二十六条第一項及び第三項(清算人の登記の申請) 第三百二十七条第一項
	変更の登記(第八十三条第二項において準用する場合を含む。 内閣総理大臣	変更の登記の申請 行政庁
第七百七十四条第十二項	内閣総理大臣 清算保険会社等	行政庁 清算一般社団法人等
第七百七十五条の見出し	内閣総理大臣	行政庁
第七百七十五条第一項	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第七百七十五条第二項	内閣総理大臣 清算保険会社等	行政庁 清算一般社団法人等
第七百七十六条	会社法第四百九十二条第三項	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十五条第三項
第七百七十七号第一項	内閣府令 会社法第五百条	主務省令 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百三十四号
第七百七十八号	内閣府令 内閣総理大臣	行政庁
第七百七十九号第一項	内閣総理大臣 清算保険会社等	行政庁 清算一般社団法人等
第七百七十九号第二項	第二百二十八号第一項、第二百二十九号第一項、第二百七十二条の二十二第一項 内閣総理大臣	平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する第二百七十二号の二十二第一項 行政庁
第七百七十九号第四号	清算保険会社等	清算一般社団法人等
第七百七十九号第五号及び第六号	第二百三十五号第五項において 第二百二十九号第二項	、第二百三十五号第五項及び平成十七年改正法附則第四条第十七項において 第二百二十九号第二項(平成十七年改正法附則第四条第十七項において準用す
第七百七十七号第三項	若しくは第四百九十七号第二項(貸借対照表等の定時株主総会への提出等)(これらの規定を第八十号の十七において準用する場合を含む。) 第五百七条第三項 終了等(第八十三号第一項において準用する場合を含む。)	、第二百三十号第二項(貸借対照表等の提出等) 第二百四十号第三項 終了等
第七百七十七号第一項	会社法第四百七十一号第三号若しくは第六号(解散の事由)(第五十二号第二項において準用する場合を含む。) 第五百二十二号第三項第二号に掲げる事由 内閣総理大臣	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四百八号第三号、第四百八号若しくは第七号若しくは第二百一十号第三号若しくは第六号(解散の事由) 同条第二項若しくは第三項の規定 主務省令

第三百三十三條第一項 第四号	第三百三十三條第一項 各号列記以外の部分	第三百三十三條第一項 第四号	第三百三十三條第一項 第六号	第三百三十三條第一項 第十号	第三百三十三條第一項 第十三号	第三百三十三條第一項 第四十七号	第三百三十三條第一項 第四十七号	第三百三十三條第一項 第四十七号	第三百三十三條第一項 第四十七号
第三百三十三條第一項 第四号から第六号まで	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	この法律若しくは	この法律又は	この法律又は	この法律又は	この法律又は	この法律又は	この法律又は	この法律又は
第三百三十三條第一項 第六号まで	役員	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)	この法律(平成十七年改正法附則第四條第十七項において準用する場合を含む。)

18 認可特定保険業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までの間、継続して当該各号に規定する方法による公告をしなければならない。

一 第十一項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十七條第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告に付記した異議を述べることができる期間を経過する日

19 二 第十一項、第十四項又は前項においてそれぞれ読み替えて準用する新保険業法第四百十條第一項、第四百四十六條第一項若しくは第四百五十條第一項又は第四百五十四條若しくは第四百六十六條第一項の規定による公告を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十一條第一項第三号又は第四号に掲げる方法によりするとき 当該公告の開始後一月を経過する日

第十七項において読み替えて準用する新保険

業法第六十五條の二十四(第九項を除く。)の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

20 認可特定保険業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第二條第一項の認可は、その効力を失う。

一 特定保険業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立を無効とする判決が確定したときを含む。)

三 保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたとき。

四 当該認可を受けた日から六月以内に特定保険業(引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。)を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ行政庁の承認を受けたときを除く。)

21 次に掲げる場合には、行政庁は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十二條第一項又は第三百三十三條の規定により業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

22 二 第一項及び第二項において読み替えて準用する新保険業法第三百三十三條又は第二百七十一條の二十七の規定により附則第二條第一項の認可を取り消したとき。

三 前項の規定により附則第二條第一項の認可がその効力を失ったとき。

22 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十四條第二項を除く。、第三百三十五條、第三百三十六條及び第三百三十七條第一項の規定並びにこれらの規定に係る同法第三百三十七條第三項、第三百三十八條第一項及び第三百三十九條の規定は認可特定保険業者の保険計理人について、同法第三百三十七條第二項の規定及び当該規定に係る同法第三百三十八條第二項の規定はこの項において読み替えて準用する同法第三百三十七條第一項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三百三十四條第一項 各号列記以外の部分	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の 保険計理人
第三百三十四條第三項	前二項	認可特定保険業者
第三百三十五條各号列記以外の部分	掲げる者	掲げる者又は認可特定保険業者の保険計理人
第三百三十五條第二号	一般社団法人等	認可特定保険業者
第三百三十六條	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の 保険計理人

第三百三十七條第一項	一般社団法人	認可特定保険業者
第三百三十七條第二項	次に掲げる者	次に掲げる者又は認可特定保険業者の 保険計理人
第三百三十七條第三項	前項	前項(平成十七年改正法附則第四條第 二十二項において準用する場合を 含む。)
第三百三十七條第四項	第一項	第一項(平成十七年改正法附則第四條 第二十二項において準用する場合を 含む。)
第三百三十八條第一項	前條第一項	前條第一項(これらの規定を平成十七 年改正法附則第四條第二十二項にお いて準用する場合を含む。)
第三百三十八條第二項	前條第二項	前條第二項(平成十七年改正法附則第 四條第二十二項において準用する場合 を含む。)
第三百三十九條	第三百三十七條第一項	第三百三十七條第一項(これらの規定 を平成十七年改正法附則第四條第二十 二項において準用する場合を含む。)
	第三百三十四條第三項	第三百三十四條第三項(平成十七年改 正法附則第四條第二十二項において準 用する場合を含む。)

附則第四條の次に次の一條を加える。
 第四條の二 新保險業法第二百七十五條第一項第
 二號の規定(この規定に係る罰則を含む。)は認可
 特定保險業者の保險契約に係る保險募集(保
 險契約の締結の代理又は媒介を行うこと)をい
 う。以下この條において同じ。)について、新保
 險業法第二百八十三條の規定は所屬認可特定保
 險業者(保險募集に係る保險契約の保險者とな
 るべき認可特定保險業者をいう。以下この條に
 おいて同じ。)のために行う保險募集について、
 新保險業法第二百九十四條の規定は所屬認可特
 定保險業者のために保險募集を行う者につい

て、新保險業法第三百條の規定(この規定に係
 る罰則を含む。)は認可特定保險業者又は認可特
 定保險業者のために保險募集を行う者が行う当
 該認可特定保險業者の保險契約の締結又は保險
 募集について、新保險業法第三百九條の規定は
 認可特定保險業者に対し保險契約の申込みをし
 た者又は保險契約者が行う保險契約の申込みの
 撤回又は解除についてそれぞれ準用する。こ
 の場合において、次の表の上欄に掲げる新保險
 業法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
 ぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほ
 か、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百七十五條第一項 第二號	損害保險会社(外國損害保險 会社等を含む。以下この編に おいて同じ。)	認可特定保險業者の社員若しくは 及び監事
	並びに監査役及び監査委員	
	次條の登録を受けた損害保險 代理店	保險業法等の一部を改正する法律(平 成十七年法律第三十八號。以下「平成 十七年改正法」という。)附則第四條第 一項において準用する第二百七十二條 の二十一第一項の届出がなされた保險 代理店(認可特定保險業者の委託を受 けて、当該認可特定保險業者のために 保險募集を行う者(法人でない社団又 は財団で代表者又は管理人の定めがあ るものを含む。)であつて、当該認可特 定保險業者の社員又は役員若しくは使 用人でないものをいう。)
第二百九十四條第一號	媒介(損害保險代理店である 銀行等又はその役員若しくは 使用人にあつては、保險契約 者等の保護に欠けるおそれが 少ない場合として内閣府令で 定める場合に限る。)	媒介
第二百九十四條第二號	商号、名称又は氏名	名称
第二百九十四條第三號	内閣府令	主務省令
第三百條第一項	行為(次條に規定する特定保 險契約の締結又はその代理若 しくは媒介に関しては、第一 號に規定する保險契約の契約 条項のうち重要な事項を告げ ない行為及び第九號に掲げる 行為を除く。)	行為
第三百條第一項第七號	内閣府令	主務省令
第三百條第一項第八號	特定關係者(第百條の三、第二 百七十二條の十三、第二項にお いて準用する場合を含む。 第三百一條において同じ。)	子会社等(平成十七年改正法附則第四 條第一項において準用する新保險業法 第百三十二條第一項に規定する子会社 等

第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項	内閣府令	主務省令
第三百七十七号の二第四号	第二百七十五号第一項各号	第二百七十五号第一項第二号(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。)
第三百七十七号の二第七号	第三百条第一項	第三百条第一項(平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)
第三百二十一条第一項第四号	第二号を除く	第二号を除き、平成十七年改正法附則第四条の二において準用する場合を含む。

附則第五条第一項第一号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)」を「整備法」に改め、同条第五項中「を受けている」を「又は附則第二条第一項の認可を受けた」に改め、「(以下こ

の条」の下に「及び附則第三十四条の二第一項を加え、同条第六項中「若しくは少額短期保険業者」を「、少額短期保険業者若しくは認可特定保険業者」に改め、同条第八項を次のように改める。
8 新保険業法第二百七十五号第一項の規定は、第一項又は第二項の規定により特定保険業を行う者のために行う保険契約の締結の代理又は媒

介については、適用しない。
附則第六条を次のように改める。
第六条 削除
附則第八条を次のように改める。
第八条 削除

附則第十五条第一項中「株式会社」の下に「及び認可特定保険業者となつた者」を加え、同条第六項中「新保険業法第二百七十二条の二十九」の下に「又は附則第四条第十一項を加え、同条において「新保険業法第二百七十二条の二十九又は附則第四条第十一項において読み替えて」に改め、同条第七項中「移転対象契約者」との下に「新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百七十二条第一項中「決議をした」とあるのは「決議があつた」とを加え、同条第八項中「新保険業法第二百七十二条の三十第二項」の下に「又は附則第四条第十四項を加え、同項において「新保険業法第二百七十二条の三十第二項又は附則第四条第十四項において読み替えて」に改める。

附則第十六条第一項中「特定保険業者であつた」を「特定保険業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第二条第三項に規定する特定保険業者(認可特定保険業者となつた者を除く。))をいう。以下この条において同じ。」であつたに改め、「間」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加え、同条第五項中「を外国保険業者」の下に「(外国保険会社等を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第十項及び第十四項中「施行日前又は」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加え、同条第十七項及び第十八項中「二年を経過する日までの間に」の下に「平成二十二年改正法による改正前の」を加える。

附則第十九条第一項を次のように改める。
不正の手段により附則第二条第一項の認可を受けた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
附則第十九条第二項中「(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。)」を削り、「若しくは代理人又は法人若しくは人の代理人」を「代理人」に改め、「又は人」を削り、「前項」を「前三項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 附則第三十三条の二第二項の規定により附則第二条第一項の規定による認可に付した条件に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
3 附則第二条第二項の申請書又は同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
附則第十九条の次に次の一条を加える。
(過料)

第十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
一 附則第四条第四項の規定に違反して、同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないうで子会社を保有した者
二 附則第四条第六項の規定に違反した者又は同条第七項の規定に違反して同項ただし書の規定による行政庁の承認を受けないうで同項各号に掲げる行為を行った者
三 附則第三十三条の二第二項の規定により同項に規定する認可等(附則第二条第一項の規定による認可を除く。)に付した条件に違反した者
附則第三十三条の次に次の二条を加える。
(認可等の条件)

第三十三条の二 行政庁は、この附則又はこの附則において読み替えて準用する新保険業法の規定による認可又は承認(次項において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができ。
2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。
(立入検査に係る規定の準用)

第三十三條の三 新保険業法第三百一十一條の規定は、附則第四條第一項において読み替えて準用する新保険業法第二百七十二條の二十三(附則第四條第十七項において読み替えて準用する新保険業法第二百九十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

附則第三十四條の見出し中「内閣府令」を「内閣府令等」に改め、同条中「内閣府令」の下に「又は主務省令」を加え、同条の次に次の一條を加える。(行政庁等)

第三十四條の二 この附則(附則第十五條第四項を除く。)及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における行政庁は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 この法律の公布の際現に特定保険業を行つていた民法第三十四條の規定により設立された法人 移行登記をした日の前日において整備法第九十五條の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つていた行政機関(同日以前にあつては、同條の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行つた行政機関)
- 二 前号に掲げる法人以外の法人 内閣総理大臣

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法における主務省令は、内閣総理大臣及び前項第一号に掲げる法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。

附則第三十六條第一項中「附則」の下に「及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法」を、「権限」の下に「金融庁の所掌に係るもの」に限り、を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 この附則及びこの附則において読み替えて準用する新保険業法による行政庁(都道府県の知事その他の執行機関を除く。)の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

附則 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の保険業法等の一部を改正する法律以下この条において「旧法」という。附則第二條第四項の規定により引き続き特定保険業(同條第一項に規定する特定保険業をいう。以下同じ。)を行つてゐる特定保険業者(同條第三項に規定する特定保険業者をいう。次項において同じ。)については、旧法附則第二條から第四條までの規定は、なおその効力を有する。

2 旧法附則第四條第一項の規定により読み替えて適用する旧法による改正後の保険業法(平成七年法律第五五号)第二百七十二條の二十六第一項又は第二百七十二條の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である特定保険業者については、旧法附則第四條第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法附則第五條第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人(同項に規定する移行法人をいい、この法律による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二條第一項の認可を受けた者を除く。)については、旧法附則第三條(第二項を除く。)、第四條(第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。)、第五條(第八項、第六條(第二項及び第五項に限る。))及び第八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第五條第八項中「附則第二條第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第...号)による改正前の附則第四條第七項」とする。

5 旧法附則第八條第一項に規定する保険会社及び同條第二項に規定する保険会社については、なおその効力を有する。この場合において、同條第二項中「附則第四條第七項」とあるのは、「保険業法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第...号)による改正前の附則第四條第七項」とする。

正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第...号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。)による改正前の附則第二條第一項と、「特定保険業者」とあるのは「特定保険業者(平成二十二年改正法による改正前の附則第二條第三項に規定する特定保険業者をいう。)」と、「附則第五條第一項」とあるのは「附則第五條第五項」と、「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前條第八項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。)の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前條第八項」とする。

4 旧法附則第六條第二項に規定する免許の申請者については、同項及び同條第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第二項中「附則第四條第七項」とあるのは、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第...号)による改正前の附則第四條第七項」とする。

6 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(登録免許税法の一部改正) 第三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第三十七号中(内)を(ロ)とし、(ロ)を(四)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)附則第二條第一項(特定保険業を行つていた一般社団法人等に関する特例)の特定保険業の認可(国の行政機関による認可として政令で定めるものに限る。)

(検討) 第四條 政府は、この法律の施行後適宜な時期において、この法律による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する特定

び同條第二項に規定する保険会社については、それぞれ同條第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第一項中「附則第六條第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第...号。次項において「平成二十二年改正法」という。)」による改正前の附則第六條第二項」と、同條第二項中「附則第四條第七項」とあるのは「平成二十二年改正法による改正前の附則第四條第七項」とする。

7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(登録免許税法の一部改正) 第三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。 別表第一第三十七号中(内)を(ロ)とし、(ロ)を(四)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

認可件数 一件につき十五万円

保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成二十二年十一月十九日印刷

平成二十二年十一月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D